○国土交通省告示第千二百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

タデノ沢北支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を三宅村道上錆線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都三宅島三宅村阿古

三三一三番　一号から三号まで

三二九四番　四号から八号まで

三二八八番　九号

三二九〇番　十号

三三一七番　十一号

三三一六番　十二号及び十三号

三三一七番　十四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ヤナボ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十七年建設省告示第二千八百二十九号で指定した土地の区域を除く。）

東京都三宅島三宅村伊ケ谷

七〇三番　一号から七号まで及び九号から十八号まで

七〇四番　八号

○関東地方整備局告示第四百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業幹線街路放射第二十三号線及び幹線街路環状第七号線

三　事業施行期間　自平成二十七年十二月二十四日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都世田谷区大原二丁目、羽根木二丁目及び松原一丁目並びに杉並区和泉二丁目地内

使用の部分　東京都世田谷区松原一丁目及び杉並区和泉二丁目地内

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

厚木沢北支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を平成十五年国土交通省告示第千五百五十四号で指定した同号六に掲げる土地の境界線及び平成二十三年国土交通省告示第三号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都三宅島三宅村坪田

一六〇七番　一号から三号まで

一六一一番二　四号から十一号まで

一六〇八番　十二号から十四号まで

一六〇九番　十五号から十七号まで

一五八五番　十八号及び十九号

一五八七番二　二十号及び二十一号

一五八六番一　二十二号から二十九号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線（標柱一号と二号及び標柱六号と七号については、大正八年内務省告示第九十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と七号を大正八年内務省告示第九十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都西多摩郡奥多摩町棚澤

字伽藍　六五三番三地先水路敷　一号

六五一番地先水路敷　二号

字薬師　六四三番　三号及び四号

六四一番地先道路敷　五号から七号まで

○関東地方整備局告示第四百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭島都市計画道路事業三・二・十一号国営公園西線及び立川都市計画道路事業三・二・三十八号国営公園西線

三　事業施行期間　自平成二十七年十二月二十四日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都昭島市中神町字東武蔵野並びに立川市上砂町一丁目及び三丁目地内

使用の部分　東京都昭島市中神町字東武蔵野並びに立川市泉町及び上砂町一丁目地内

○関東地方整備局告示第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画道路事業三・四・十八号能ヶ谷根岸線

三　事業施行期間　自平成二十七年十二月二十四日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都町田市野津田町字本村及び字関ノ上地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百六十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
岐阜市北野北一九三番一から同市北野北一八九番三まで	前	一八一・〇〇メートル～二〇三・〇〇メートル
	後	一九二・〇〇キロメートル～二二九・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十四日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
海津市南濃町志津新田字上屋敷割五五番一から同市南濃町志津新田字上屋敷割四二番二まで	前	六六・〇〇メートル～七八・〇〇メートル
	後	六六・〇〇キロメートル～二三二・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所